

「消費者教育ポータルサイト」 情報収集の基本的考え方と教材等掲載基準

<http://www.caa.go.jp/kportal/upload/standard.html>

消費者庁消費生活情報課

1. 基本的な考え方

社会において消費者教育を行う場合、必要な人に必要な情報を届けることは容易ではなく、様々な主体が様々な場面で工夫を凝らした消費者教育を実践し、教材等を作成し普及する活動を行っている。それらの取組の中には、内容的には、まさに消費者教育といえるが、その担い手自身が『消費者教育』を行っているという認識がない場合が少なくない。

そのような、消費者教育と銘打たずとも実態としては消費者教育に当たる活動している主体まで含んだ幅広い担い手を支援し、より有効な消費者教育の手段や方策を伝えることができれば、多くの人々に必要な情報を届けることができ、被害や危害の未然防止にもつながるといえる。

このように、その時々に応じて作成・使用された教材(冊子、テキスト、リーフレット等の印刷教材、DVD等の視聴覚教材、e-Learningや紙芝居、すごろくなどの遊びながら学べる教材等)や実践事例を、できる限り広範に収集して、幅広い主体に共有化を図ることにより、消費者教育の主体・担い手を広げ、その活動を通じて、従来消費者教育を届けられていない人々に対するものも含め、社会での消費者教育を質・量ともに充実することができると考えられる。

また、学校においては学習指導要領上、小学校では、家庭科、社会科、中学校では、技術家庭の家庭分野、社会科の公民的分野、高等学校では家庭科、公民科で取扱われている。学習指導要領に記載がある事項については、教科書に記載されているが、消費生活に関する問題は変化が早く、より実践的な学習ができるテーマやそれに役立つ教材等の情報も求められる。教科の授業時間とは別に、総合的な学習の時間や特別活動などでも消費者教育が実施されることがあり、そのような場合には、単元の縛りが緩やかで幅広い領域を対象としうる。そのため逆に何をどのように取り上げてよいのか判断が難しいとの声がある。

消費者教育ポータルサイトは、このような要求に応え、消費生活に関する教育の情報を提供するサイトとなることが期待されている。そのため、これらの情報を幅広く、かつ継続的に収集することが求められている。

2. 教材掲載基準

消費者教育ポータルサイトに掲載する教材等については、以下の基準を満たすこと。

- (1) 次の各項のいずれにも該当しないもの。
 - ① 特定の営利企業や商品などの宣伝又は販売と思われる表現が主になっているもの
 - ② 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ③ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ④ 特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難したりするところがあるもの又はそのおそれがあるもの
 - ⑤ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - ⑥ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - ⑦ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ⑧ 残酷な描写や卑猥性が高い描写等があるもの
 - ⑨ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ⑩ 虚偽、誇大、不正確な表現のもの。内容が不明確なもの
 - ⑪ 社会的に不適切なもの
 - ⑫ 国内世論が大きく分かれているもの
 - ⑬ 射幸心をあおるもの
- (2) 著作物の引用等をしている場合に、出所の明示その他著作権法上必要な措置が講じられていること。
- (3) その他、消費者教育ポータルサイトに掲載する教材として不適当であるとして消費者庁が判断するもの。